明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○天皇皇后両陛下は宮城県に行幸啓になる件（宮内庁二）　一
○天皇皇后両陛下は英国を御訪問になる件（同三）　二
○除籍が滅失した件（法務一八八）　五
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同一八九）
○日本国に帰化を許可する件（同一九〇）
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務一五七～一六〇）
○公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同一六一）
○相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同一六二）
○食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項の変更の件（厚生労働三五四）
○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二三八～一二四〇）　五
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同一二四一）　六
○保安林の指定をする件（同一二四二～一二四九）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二五〇～一二五三）　七
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（国土交通五四〇、五四一）　八
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件（同五四二）

〔国会事項〕

諸事項　八

〔人事異動〕

内閣　財務省　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁
第三者所有物の没収、財団、有権者申出方、金融商品取引業者営業保証金取戻し、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等
林野庁共済組合定款の一部変更関係　三〇

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三一

会社その他

告示

○宮内庁告示第二号
天皇皇后両陛下は、宮城県において開催される第十四回ＩＡＣＩＳ国際会議開会式に御臨席、併せて東日本大震災被災者を御訪問のため、五月十二日から同月十三日まで同県へ行幸啓になる。
平成二十四年五月九日
宮内庁長官　羽毛田信吾

○宮内庁告示第三号
天皇皇后両陛下は、五月十六日東京御発、英国を御訪問になり、同月二十日御帰国になる。
平成二十四年五月九日
宮内庁長官　羽毛田信吾

○法務省告示第百八十八号
鹿児島県霧島市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十四年五月九日
法務大臣　小川　敏夫
鹿児島県姶良郡横川町中ノ二千三百二十五番地
成尾　タミ

○法務省告示第百八十九号
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
平成二十四年五月九日
法務大臣　小川　敏夫
認証紛争解決事業者の名称
群馬県社会保険労務士会
変更前の住所
群馬県前橋市大友町三丁目二十番地七
変更後の住所
群馬県前橋市元総社町五百二十八番地九
変更年月日
平成二十四年三月十四日

○法務省告示第百九十号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十四年五月九日
法務大臣　小川　敏夫
住所　東京都文京区湯島３丁目30番６―801号
徐蓉　昭和45年３月９日生
住所　東京都港区海岸３丁目９番40―1709号
裏恩嬉　昭和37年８月15日生
裏正勲　平成５年３月10日生
裏秀美　平成７年４月20日生